

市区町村別集計項目(推進体制等)

山形県	
市区町村数	35

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)					
								有			無	有			無		
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況	
						16	15	3				34					
6	201	山形市	企画調整部男女共同参画センター	1	1	1	1	山形市男女共同参画推進条例	2013年3月19日	2013年4月1日		いきいき山形男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
6	202	米沢市	地域振興課	1	2	1	1				0	第2次米沢市男女共同参画基本計画	2017年12月 ~ 2027年3月	1	1		
6	203	鶴岡市	企画部政策企画課	1	2	1	1				0	第2次鶴岡市男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	204	酒田市	地域共生課	1	2	1	1				0	第2次酒田市男女共同参画推進計画	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1		
6	205	新庄市	社会教育課	2	2	0	0				0	新庄市男女共同参画計画	2018年3月 ~ 2023年3月	1	1		
6	206	寒河江市	企画創成課	1	2	1	1				0	第3次寒河江市男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	207	上山市	市政戦略課	1	2	1	1				0	第2次上山市男女共同参画計画	2017年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
6	208	村山市	政策推進課	1	2	0	0				0	第2次村山市男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
6	209	長井市	地域づくり支援室	1	2	1	1	長井市男女共同参画推進条例	2002年12月18日	2002年12月18日		(長井市第二次男女共同参画基本計画)	2014年4月 ~ 2024年3月	1	0		
6	210	天童市	天童市総務部市長公室	1	2	1	1				0	第四次天童市男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	211	東根市	総合政策課	1	2	1	1				0	第4次東根市男女共同参画社会推進計画 ~東根市ABCプランIV~	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
6	212	尾花沢市	社会教育課	2	2	0	0				0	(第2次尾花沢市男女共同参画推進計画)	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0		
6	213	南陽市	社会教育課	2	2	1	1				0	第二次 男女共同参画なんようプラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1		
6	301	山辺町	政策推進課	1	2	1	1				0	(第2次やまのべ男女共同参画基本計画)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0		
6	302	中山町	総合政策課	1	2	1	1				0	第2次中山町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
6	321	河北町	若者・女性・町民総活躍推進室	1	1	0	0				0	第2次河北町男女共同参画計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
6	322	西川町	生涯学習課	2	2	0	0				0	西川町男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1		
6	323	朝日町	政策推進課	1	2	0	0				0	朝日町男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	324	大江町	政策推進課	1	2	0	0				0	大江町男女共同参画計画	2018年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1		
6	341	大石田町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	第2次大石田町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	361	金山町	教育委員会 教学課	2	2	0	0				0	金山町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
6	362	最上町	総務企画課まちづくり推進室	1	2	0	0				0	最上町男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1		
6	363	舟形町	まちづくり課	1	2	0	0				2	舟形町男女共同参画推進計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	364	真室川町	企画課	1	2	0	0				0	真室川町男女共同参画計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
6	365	大蔵村	総務課	1	2	1	0				0	第2次大蔵村男女共同参画計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
6	366	鮭川村	むらづくり推進課	1	2	0	1				0	鮭川村男女共同参画計画	2020年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
6	367	戸沢村	まちづくり課	1	2	0	0				0	戸沢村男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1		
6	381	高畠町	企画財政課	1	2	1	0				0						1
6	382	川西町	まちづくり課	1	2	1	1				0	(第4次川西町男女共同参画推進計画)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	0		
6	401	小国町	総合政策課	1	2	0	0				0	小国町男女共同参画計画	2021年3月 ~ 2025年3月	1	1		
6	402	白鷹町	企画政策課	1	2	0	0	白鷹町の行政機関の付属機関における男女の登用の均等促進に関する条例	1999年10月15日	1999年10月15日		白鷹町 男(ひと)と女(ひと)とが共に支え合い輝けるプラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1		
6	403	飯豊町	企画課総合政策室	1	2	0	0				3	飯豊町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1		
6	426	三川町	企画調整課	1	2	0	0				0	三川町男女共同参画計画	2021年4月 ~ 2031年3月	1	1		
6	428	庄内町	企画情報課	1	2	0	1				0	第4次庄内町男女共同参画社会計画	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1		
6	461	遊佐町	企画課	1	2	1	0				0	(第3次遊佐町男女共同参画計画)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	0		

<選択肢回答>

- 所属
1 首長部局
2 教育委員会

- 事務所
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

- 庁内連絡会議
1 有
0 無

- 諮問機関
1 有
0 無

- 男女共同参画に関する条例
現在の状況
1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
2 2022年度以降の制定を目的に検討中
3 その他
0 検討していない

- 男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係
1 一体
0 一体でない
計画の策定方法
1 単独計画として策定
0 総合計画の一部として策定

- 現在の状況
1 策定予定有
0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理			事業運営			
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			3						0	3	2	1	0	3	0	0	
6	201	山形市	山形市男女共同参画センター	ファースト	990-0832	山形県山形市城西町二丁目2番22号	023-645-8077	023-645-8055	https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/sub9/danjokyodo/27506pd1121143752.html		○		○		○		
6	202	米沢市															
6	203	鶴岡市															
6	204	酒田市	酒田市男女共同参画推進センター	ウィズ	998-0044	山形県酒田市中町3-4-5	0234-26-5616	0234-26-5617	https://www.city.sakata.lg.jp/kurashi/danjyo/danjyokyoudou_with.html		○	○			○		
6	205	新庄市															
6	206	寒河江市															
6	207	上山市															
6	208	村山市															
6	209	長井市															
6	210	天童市															
6	211	東根市															
6	212	尾花沢市															
6	213	南陽市															
6	301	山辺町															
6	302	中山町															
6	321	河北町															
6	322	西川町															
6	323	朝日町															
6	324	大江町															
6	341	大石田町															
6	361	金山町															
6	362	最上町															
6	363	舟形町															
6	364	真室川町															
6	365	大蔵村															
6	366	鮭川村															
6	367	戸沢村															
6	381	高畠町															
6	382	川西町															
6	401	小国町															
6	402	白鷹町															
6	403	飯豊町															
6	426	三川町															
6	428	庄内町															
6	461	遊佐町	遊佐町生涯学習センター		999-8301	山形県飽海郡遊佐町遊佐字鶴田52-2	0234-72-2236	0234-71-1222	http://www.town.yuza.yamagata.jp/web_data/gcenterweb/		○	○			○		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)															
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
			3															
6	201	山形市	山形市男女共同参画センター	1996年2月1日	5	5	34,329	○	○	○	○	○	○	○			○	男女共同参画パネル展示、都市宣言記念講座パープルリボン・プロジェクトの実施
6	202	米沢市																
6	203	鶴岡市			0	0	0											
6	204	酒田市	酒田市男女共同参画推進センター	2000年7月28日	5	1	3,720	○	○	○	○						○	
6	205	新庄市			0	0	0											
6	206	寒河江市			0	0	0											
6	207	上山市			0	0	0											
6	208	村山市			0	0	0											
6	209	長井市			0	0	0											
6	210	天童市			0	0	0											
6	211	東根市			0	0	0											
6	212	尾花沢市			0	0	0											
6	213	南陽市			0	0	0											
6	301	山辺町			0	0	0											
6	302	中山町			0	0	0											
6	321	河北町			0	0	0											
6	322	西川町			0	0	0											
6	323	朝日町			0	0	0											
6	324	大江町			0	0	0											
6	341	大石田町			0	0	0											
6	361	金山町			0	0	0											
6	362	最上町			0	0	0											
6	363	舟形町			0	0	0											
6	364	真室川町			0	0	0											
6	365	大蔵村			0	0	0											
6	366	鮭川村			0	0	0											
6	367	戸沢村			0	0	0											
6	381	高畠町			0	0	0											
6	382	川西町			0	0	0											
6	401	小国町			0	0	0											
6	402	白鷹町			0	0	0											
6	403	飯豊町			0	0	0											
6	426	三川町			0	0	0											
6	428	庄内町			0	0	0											
6	461	遊佐町	遊佐町生涯学習センター	2009年4月1日	4	2	30	○	○									

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女性 市 区 長 数	女性 比 率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副 市 区 長 数	女性 比 率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町 村 長 数	女性 比 率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副 町 村 長 数	女性 比 率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自 治 会 長 数	女性 比 率 (%)
			7			13	0	0.0	14	1	7.1	22	0	0.0	21	0	0.0	4,703	79	1.7
6	201	山形市	1998年9月21日	山形市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							548	19	3.5
6	202	米沢市	2019年2月12日	米沢市イクボス宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							453	17	3.8
6	203	鶴岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							463	4	0.9
6	204	酒田市				1	0	0.0	1	1	100.0							452	5	1.1
6	205	新庄市				1	0	0.0	1	0	0.0							212	9	4.2
6	206	寒河江市				1	0	0.0	1	0	0.0							202	4	2.0
6	207	上山市				1	0	0.0	1	0	0.0							100	4	4.0
6	208	村山市	2005年10月19日	「男女共同参画のまち」宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							135	0	0.0
6	209	長井市				1	0	0.0	1	0	0.0							137	0	0.0
6	210	天童市	2002年10月26日	男女共同参画社会づくりの推進に関する宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							138	3	2.2
6	211	東根市				1	0	0.0	1	0	0.0							152	0	0.0
6	212	尾花沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							92	0	0.0
6	213	南陽市				1	0	0.0	1	0	0.0							150	2	1.3
6	301	山辺町										1	0	0.0	1	0	0.0	112	3	2.7
6	302	中山町										1	0	0.0	1	0	0.0	65	1	1.5
6	321	河北町	2019年6月14日	河北町イクボス宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	108	1	0.9
6	322	西川町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
6	323	朝日町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
6	324	大江町	1937年3月14日	男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	57	0	0.0
6	341	大石田町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	0	0.0
6	361	金山町										1	0	0.0	0	0		31	0	0.0
6	362	最上町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	1	2.0
6	363	舟形町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
6	364	真室川町										1	0	0.0	1	0	0.0	78	1	1.3
6	365	大蔵村										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
6	366	鮭川村										1	0	0.0	1	0	0.0	49	1	2.0
6	367	戸沢村										1	0	0.0	1	0	0.0	36	0	0.0
6	381	高島町										1	0	0.0	1	0	0.0	122	0	0.0
6	382	川西町										1	0	0.0	1	0	0.0	153	3	2.0
6	401	小国町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
6	402	白鷹町	1999年4月1日	白鷹町「男(ひと)と女(ひと)とが共同でつくるまち宣言」	2							1	0	0.0	1	0	0.0	25	0	0.0
6	403	飯豊町										1	0	0.0	1	0	0.0	69	0	0.0
6	426	三川町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	0	0.0
6	428	庄内町										1	0	0.0	1	0	0.0	115	0	0.0
6	461	遊佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	110	1	0.9

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			調査時点コード						
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他				
	小計			733	648	10,241	2,526	24.7					679	612	9,522	2,342	24.6	177	121	996	198	19.9	782	59	7.5	1,015	93	9.2						
6	201	山形市	40.0	2027年3月	38	37	661	197	29.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	38	37	666	197	29.6	5	4	40	8	20.0	53	6	11.3	54	6	11.1	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日		
6	202	米沢市	35.0	2022年3月	54	47	746	203	27.2	地方自治法(第202条の3)及び設置要綱・要領等に基づく審議会等	34	29	494	120	24.3	6	4	36	7	19.4				39	6	15.4	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日		
6	203	鶴岡市	30.0	2026年3月	35	29	552	158	28.6	法律および地方自治法第202条の3に基づく審議会等により算定	30	28	468	120	25.6	5	5	35	8	22.9				59	10	16.9	1	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日		
6	204	酒田市	35.0	2023年3月	34	34	463	153	33.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	34	34	463	153	33.0	5	4	42	8	19.0				51	10	19.6	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日		
6	205	新庄市	40.0	2022年3月	33	33	332	99	29.8	条例により設置されている審議会等	14	14	193	55	28.5	5	3	32	4	12.5	26	3	11.5	27	3	11.1	1							
6	206	寒河江市	40.0	2026年3月	54	49	630	186	29.5	法律または政令により設置されている審議会等、条例・規則等により設置されている懇談会・会議等、要綱等により設置されている懇談会・会議等	21	18	358	103	28.8	5	4	31	8	25.8							2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日		
6	207	上山市	30.0	2023年3月	22	19	224	50	22.3	地方自治法第202条の3に基づき設置されている審議会等	21	18	224	50	22.3	5	5	29	7	24.1	35	1	2.9	36	1	2.8	1							
6	208	村山市	30.0	2025年3月	19	18	268	58	21.6	法律により設置されている委員会等	19	18	268	58	21.6	5	3	31	5	16.1	33	3	9.1	35	3	8.6	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	1			
6	209	長井市	40.0	2024年3月	25	25	269	78	29.0	地方自治法(第202条の3)の範囲	25	25	269	78	29.0	5	4	30	6	20.0				25	4	16.0	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日		
6	210	天童市	30.0	2026年3月	32	28	635	145	22.8	地方自治法第202条の3「普通地方公共団体の執行機関の付属機関は、法律もしくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議、又は調査等を行う機関とする。」の「普通地方公共団体の執行機関の付属機関」	27	24	603	137	22.7	5	4	32	8	25.0	38	2	5.3	39	2	5.1	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日		
6	211	東根市	40.0	2027年3月	29	28	516	132	25.6	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、懇談会、会議等	22	21	427	101	23.7	5	4	47	6	12.8	43	4	9.3	44	4	9.1	1							
6	212	尾花沢市	20.0	2026年3月	20	14	1,102	98	8.9	条例により設置されている審議会等	12	11	183	39	21.3	5	3	32	5	15.6	34	3	8.8	35	3	8.6	2	2019年3月1日	1					
6	213	南陽市	30.0	2027年3月	54	46	779	220	28.2	各種審議会・委員会	47	42	735	212	28.8	5	3	26	4	15.4						2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日			
6	301	山辺町	30.0	2026年3月	30	24	319	77	24.1	法律、条例、規則、要綱等により設置されている審議会等	24	21	298	72	24.2	5	3	21	5	23.8				30	4	13.3	1							
6	302	中山町	35.0	2023年3月	39	34	344	114	33.1	法律または政令により設置されている審議会 条例・規則・要綱等により設置されている懇談会・会議等	17	15	176	57	32.4	5	3	22	4	18.2	23	1	4.3	24	1	4.2	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日		
6	321	河北町	30.0	2024年3月	22	16	237	63	26.6	法律又は政令により設置されている審議会等 条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	12	10	146	32	21.9	5	3	25	6	24.0	20	0	0.0	21	0	0.0	1							
6	322	西川町								18	13	179	29	16.2	5	3	24	5	20.8	19	0	0.0	20	0	0.0	1								
6	323	朝日町								12	10	171	36	21.1	5	3	26	7	26.9	21	1	4.8	22	1	4.5	1								
6	324	大江町								15	15	159	42	26.4	5	4	26	7	26.9	26	1	3.8	27	1	3.7	1								
6	341	大石田町	20.0	2026年3月	13	11	124	17	13.7	市町村防災会議、民生委員会等含む審議会が対象	13	11	124	17	13.7	5	4	27	5	18.5	18	2	11.1	19	2	10.5	1							
6	361	金山町								13	12	150	25	16.7	5	4	32	8	25.0	21	1	4.8	22	1	4.5	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日			
6	362	農上町	30.0	2025年3月	20	18	218	54	24.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	19	17	195	50	25.6	5	3	25	4	16.0	31	4	12.9	32	4	12.5	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日		
6	363	舟形町								4	4	55	4	7.3	5	1	23	2	8.7	37	1	2.7	38	1	2.6	1								
6	364	真室川町								11	11	181	23	12.7	5	4	23	7	30.4	23	1	4.3	24	1	4.2	2	2021年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日			
6	365	大蔵村	25.0	2027年3月	13	10	133	20	15.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用	13	10	133	20	15.0	5	3	20	3	15.0	29	3	10.3	30	3	10.0	1							
6	366	鮭川村	30.0	2026年4月	8	8	116	23	19.8	審議会等における女性委員の割合	8	8	116	23	19.8	5	2	20	3	15.0	29	2	6.9	30	2	6.7	1							
6	367	戸沢村								10	7	154	20	13.0	5	2	34	4	11.8	30	2	6.7	31	2	6.5	1								
6	381	高畠町	40.0	2023年3月	22	20	254	61	24.0	条例により設置されている会議等	21	19	235	60	25.5	5	4	29	7	24.1	19	1	5.3	20	1	5.0	1							
6	382	川西町	30.0	2026年3月	27	26	330	79	23.9	法律により設置されている委員会等(地方自治法180条の5、第202条の3)	22	22	307	73	23.8	5	4	23	6	26.1	19	2	10.5	20	2	10.0	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日		
6	401	小国町	30.0	2025年3月	9	8	107	21	19.6		8	7	101	17	16.8	5	4	20	6	30.0	29	2	6.9	30	2	6.7	1							
6	402	白鷹町	40.0	2026年3月	19	15	225	53	23.6	広域の審議会を除く審議会	19	15	225	53	23.6	5	4	24	5	20.8	24	4	16.7	25	4	16.0	1							
6	403	飯豊町	30.0	2030年4月	11	6	83	16	19.3	農業委員会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、振興審議会、農政審議会、上下水道運営審議会、社会教育委員会、文化財保護審査会、スポーツ振興審議会	8	8	133	34	25.6	5	3	24	4	16.7	15	1	6.7	16	1	6.3	1							
6	426	三川町								18	12	209	28	13.4	5	2	24	3	12.5	27	1	3.7	28	1	3.6	1								
6	428	庄内町	30.0	2027年3月	33	28	363	84	23.1	地方自治法第202条の3及び地方自治法第180条の5	27	24	332	78	23.5	5	3	31	6	19.4	31	5	16.1	32	5	15.6	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日	2	2022年3月31日		
6	461	遊佐町	40.0	2028年3月	18	17	211	67	31.8	広域の審議会を除く審議会	18	18	211	67	31.8	5	5	29	7	24.1	29	2	6.9	30	2	6.7	2	2022年3月31日	1					

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県市区町村コード	市区町村名	管理職の在職状況															職務上の地位別職員在職状況															調査時点コード	その他	本庁の防災・危機管理部局への配置状況					調査時点コード	その他					
		管理職総数	うち一般行政職			部長相当職	女性数	うち一般行政職			次長相当職	女性数	うち一般行政職			課長相当職	女性数	うち一般行政職			課長補佐相当職	女性数	うち一般行政職			係長相当職	女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち管理職数			女性数	女性比率(%)										
			うち女性数	女性比率(%)	うち女性数			女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)			うち女性数	女性比率(%)	うち女性数			女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)			うち女性数	女性比率(%)	うち女性数											女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)			うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数
6 201	山形市	1,060	197	18.6	747	114	15.3	111	12	10.8	86	9	10.5	86	11	12.8	61	7	11.5	863	174	20.2	600	98	16.3	1,602	567	35.4	1,041	312	30.0	2,115	891	42.1	1,376	479	34.8	1	170	18	10.6	28	2	7.1	1
6 202	米沢市	53	9	17.0	41	5	12.2	12	3	25.0	9	2	22.2	0	0	0	0	0	0	41	6	14.6	32	3	9.4	64	19	29.7	48	15	31.3	94	35	37.2	77	28	36.4	1	7	1	14.3	0	0	1	
6 203	鶴岡市	160	43	26.9	85	18	21.2	26	3	11.5	16	2	12.5	18	3	16.7	14	2	14.3	116	37	31.9	55	14	25.5	324	148	45.7	170	71	41.8	298	136	45.6	129	42	32.6	1	8	2	25.0	2	0.0	1	
6 204	酒田市	62	14	22.6	54	13	24.1	16	2	12.5	15	2	13.3	0	0	0	0	0	0	46	12	26.1	39	11	28.2	235	69	29.4	177	38	21.5	146	73	50.0	90	39	43.3	1	8	1	12.5	2	0.0	1	
6 205	新庄市	27	5	18.5	27	5	18.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	5	18.5	27	5	18.5	50	21	42.0	40	15	37.5	40	19	47.5	26	10	38.5	1	22	4	18.2	0	0	1	
6 206	寒河江市	37	7	18.9	23	3	13.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	7	18.9	23	3	13.0	58	14	24.1	34	6	17.6	75	42	56.0	31	10	32.3	1	4	0	0.0	1	0.0	1	
6 207	上山市	22	1	4.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	1	4.5	0	0	0	8	2	25.0	5	2	40.0	69	22	31.9	61	22	36.1	1	2	0	0.0	0	0	1	
6 208	村山市	22	4	18.2	18	4	22.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	4	18.2	18	4	22.2	19	3	15.8	13	3	23.1	100	23	23.0	84	21	25.0	1	3	0	0.0	1	0.0	1	
6 209	長井市	35	10	28.6	31	9	29.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	10	28.6	31	9	29.0	40	19	47.5	31	13	41.9	72	25	34.7	58	18	31.0	1	4	0	0.0	0	0	1	
6 210	天童市	48	5	10.4	30	2	6.7	12	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0	0	0	0	36	5	13.9	21	2	9.5	83	32	38.6	46	14	30.4	28	7	25.0	15	4	26.7	1	4	0	0.0	1	0.0	1	
6 211	東根市	31	4	12.9	26	3	11.5	9	1	11.1	8	1	12.5	0	0	0	0	0	0	22	3	13.6	18	2	11.1	29	7	24.1	19	6	31.6	82	28	34.1	56	16	28.6	1	3	0	0.0	1	0.0	1	
6 212	尾花沢市	27	4	14.8	18	4	22.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	4	14.8	18	4	22.2	35	11	31.4	26	9	34.6	72	33	45.8	46	19	41.3	1	3	0	0.0	1	0.0	1	
6 213	南陽市	23	5	21.7	21	5	23.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	5	21.7	21	5	23.8	25	5	20.0	22	5	22.7	61	25	41.0	53	21	39.6	1	5	1	20.0	0	0	1	
6 301	山辺町	11	3	27.3	9	3	33.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	3	27.3	9	3	33.3	9	5	55.6	7	3	42.9	43	7	16.3	29	5	17.2	1	5	0	0.0	1	0.0	1	
6 302	中山町	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1	12.5	8	1	12.5	13	3	23.1	11	2	18.2	18	8	44.4	13	5	38.5	1	5	1	20.0	1	100.0	1	
6 321	河北町	17	3	17.6	14	3	21.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	3	17.6	14	3	21.4	24	7	29.2	19	4	21.1	18	11	61.1	9	3	33.3	1	3	0	0.0	0	0	1	
6 322	西川町	17	2	11.8	11	1	9.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	2	11.8	11	1	9.1	13	4	30.8	12	3	25.0	29	18	62.1	23	12	52.2	1	4	0	0.0	1	0.0	1	
6 323	朝日町	15	2	13.3	13	1	7.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	2	13.3	13	1	7.7	9	4	44.4	9	4	44.4	31	17	54.8	22	8	36.4	1	4	0	0.0	1	0.0	1	
6 324	大江町	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	1	11.1	9	1	11.1	12	3	25.0	10	1	10.0	38	14	36.8	36	12	33.3	1	4	1	25.0	0	0	1	
6 341	大石田町	16	0	0.0	16	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0	0	0	0	8	0	0.0	8	0	0.0	9	2	22.2	9	2	22.2	18	6	33.3	18	6	33.3	1	6	0	0.0	2	0	0.0	1
6 361	金山町	14	2	14.3	12	1	8.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	2	14.3	12	1	8.3	11	6	54.5	11	6	54.5	15	10	66.7	11	6	54.5	1	7	3	42.9	1	0	0.0	1
6 362	最上町	19	4	21.1	12	3	25.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	4	21.1	12	3	25.0	26	14	53.8	17	6	35.3	47	23	48.9	25	6	24.0	1	4	0	0.0	1	0.0	1	
6 363	舟形町	10	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0.0	10	0	0.0	15	8	53.3	10	4	40.0	16	2	12.5	15	1	6.7	1	0	0.0	0	0	0	1	
6 364	真室川町	16	3	18.8	10	1	10.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	3	18.8	10	1	10.0	41	27	65.9	17	6	35.3	50	25	50.0	17	4	23.5	1	4	0	0.0	0	0	1	
6 365	大蔵村	12	2	16.7	9	1	11.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2	16.7	9	1	11.1	4	2	50.0	2	1	50.0	23	6	26.1	18	1	5.6	1	2	0	0.0	1	0.0	1	
6 366	鮭川村	10	2	20.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	2	20.0	0	0	0	6	1	16.7	6	1	16.7	11	5	45.5	10	4	40.0	1	4	1	25.0	2	1	50.0	1
6 367	戸沢村	12	4	33.3	11	3	27.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4	33.3	11	3	27.3	2	1	50.0	2	1	50.0	19	8	42.1	18	7	38.9	1	3	0	0.0	1	0.0	1	
6 381	高島町	21	3	14.3	15	2	13.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	3	14.3	15	2	13.3	37	12	32.4	28	6	21.4	69	28	40.6	56	24	42.9	1	3	1	33.3	0	0	1	
6 382	川西町	14	1	7.1	14	1	7.1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	1	7.1	14	1	7.1	38	14	36.8	32	10	31.3	47	22	46.8	42	19	45.2	1	5	0	0.0	1	0.0	1	
6 401	小国町	15	1	6.7	13	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	1	6.7	13	0	0.0	17	7	41.2	15	5	33.3	45	24	53.3	35	16	45.7	1	9	0	0.0	2	0	0.0	1
6 402	白鷹町	18	2	11.1	12	1	8.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	2	11.1	12	1	8.3	22	9	40.9	14	4	28.6	52	35	67.3	23	11	47.8	1	1	0	0.0	0	0	1	
6 403	飯豊町	11	2	18.2																																									

調査時点	議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
			11	1の合計	30	0	21		1			20	20	20	20	22	16		
			4	2の合計	1	14	9		29			5	5	6	6	8	8		
			2	3の合計	2	8			0			2	2	2	2	1	2		
			18	4の合計	2	8						8	8	7	7	4	7		
6	201	山形市	1	山形市旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、男女共同参画都市宣言を行うなど、男女共同参画社会の実現に取り組んでいる本市において、この市の職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定め、もって男女が平等に参画できる社会創りの一翼を担うことを目的とする。	山形市議会	1	2	1	山形市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
6	202	米沢市	1	米沢市職員旧姓使用取扱規程 (趣旨) 第1条 この規程は、働きやすい職場環境づくりを推進するため、職員が旧姓を使用することについて必要な事項を定めるものとする。	米沢市議会	1	2	1	米沢市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2. 前項の場合において、議員は、出産のため出席できないときは、同項の規定によるほか、あらかじめ出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
6	203	鶴岡市	2		鶴岡市議会	1	2	1	鶴岡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席を届け出ることができる。(委員会についても同様の規定あり。第91条第2項)	2			1	1	1	1	1	1	
6	204	酒田市	1	酒田市職員旧姓使用取扱要領 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等とは、次の各号に掲げるものとする。ただし、旧姓の使用が法律等に違反するおそれのある文書、公権力の行使若しくは職員の身分に關わる文書又は旧姓を使用できないシステム上の表示若しくはそのシステムから打ち出す文書を除く。 (1) 職場での呼称 (2) 職員名簿 (3) 座席表 (4) 事務分担表 (5) 名刺 (6) 名札 (7) 起案文書における起案者名及び押印(決裁責任者の押印を除く。) (8) 庁内ネットワーク上の宛先名及びメールアドレス (9) その他人事担当課長が特に認めるもの(旧姓使用届) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届(様式第1号)を人事担当課長に提出しなければならない。 2. 人事担当課長は、前項の届について、特に必要があると認めるときは、当該職員に対して、当該届記載内容の確認ができるものの提出を求めることができる。	酒田市議会	1	2	1	酒田市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2	
6	205	新庄市	2		山形県新庄市議会	1	3	1	新庄市議会会議規則 第2条 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後、8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
6	206	寒河江市	4		寒河江市議会	1	2	1	寒河江市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席の届出) 第90条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
6	207	上市市	4		上市市議会	1	3	1	上市市議会会議規則 第2条第2項及び、第7条第2項	2			1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7							
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
6	302	中山町	2 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがないもの (1) 出勤簿 (2) 休暇簿 (3) 時間外勤務命令票 (4) 週休日の振替簿 (5) 旅行命令簿 (6) 育児休業に関する申請書等 (7) 各種特別休暇に関する申請書等 (8) 病気休暇に関する申請書等 (9) 職務専念義務免除届 (10) 営利企業等従事許可申請書 (11) 欠勤届 3 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせないもの (1) 職員配置一覧表、職員録 (2) 事務分掌表 (3) 名札 (4) 名刺 4 その他 その他法令等に基づかない文書等で、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所属長が認めるもの 別表第2(第3条関係) 旧姓使用を認めない文書等の基準 1 職員の身分関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (1) 職員証 (2) 法令等に基づく身分証明書(徴税吏員証等) (3) 職務の宣誓書 (4) 辞令書 (5) 退職願 (6) 分限、懲戒等の処分に関するもの (7) 履歴簿 (8) 在職証明書 2 職員の権利義務関係に関わる文書等で、法令等に根拠があるもの又は法令等に基づく事務処理等に与える影響の大きいもの (1) 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等の税務署等に関するもの (2) 各種手当認定届等、給与の支給にかかる各種手続きに関するもの (3) 共済組合、互助会、退職手当等に関するもの (4) 公務災害関係書類 (5) 健康診断関係文書 (6) 職員派遣に関する文書 3 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの (1) 許認可、立入検査、徴税等法令等に基づく行政処分に係る文書 (2) その他職員身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書 (3) 契約書、協定書等、私人との法律上の関係を発生させる文書 (4) 官公庁等に係る提出書類 4 その他 その他旧姓を使用することにより、法令等に抵触するおそれがあると所属長が認めるもの															
6	321	河北町	4	河北町議会	1	3	1	河北町議会規則 (第2条第2項)前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2	
6	322	西川町	4	西川町議会	4							4	4	4	4	4	4	
6	323	朝日町	4	朝日町議会	1	3	1	朝日町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、弔事、災害その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1

都 道 府 県 市 町 村 コ コ ロ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			議会名	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7								
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
6324	大江町	1	大江町職員旧姓使用取扱要綱 ○大江町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の理由により、戸籍上の氏を改めた大江町職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 旧姓を使用することができないものは、前項に規定するもの以外のものであって、概ね別表第2に掲げる基準に該当するものとする。 (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用申請書(様式第1号)により、所属長を経由して町長に提出しなければならない。 (承認通知) 第4条 町長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (使用中止届) 第5条 前条の規定により承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を、所属長を経由して町長に提出しなければならない。 (責務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に町民及び他の職員等に無用な誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (承認の取消) 第7条 町長は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成30年9月10日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の前日に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員で、旧姓の使用を希望する職員は、この要綱の施行の日から平成30年10月1日までの間に、旧姓使用申請書を所属長を経由して町長に提出することにより、旧姓の使用をすることができる。 別表第1(第2条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準 主な文書等の例 氏名が記載されているもので、対外的に効果を生じないもの 名刺、職員録、職務分担表、座席表、名刺、各種文書における担当者氏名、メールアドレス 組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるもの 起案文書、決裁文書・供覧文書等に係る押印又はサイン、復命書、事務引継書、出勤簿、支出負担行為決議票その他会計伝票類、日直日誌、物品関係書類 職員の権利・義務に係る文書等、職員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれのないもの 休職等届、出張命令簿、時間外勤務命令簿、休日日の振替表、職務専念義務免除申請書、育児休業承認請求書、営利企業等の従事許可申請書、通勤届、住居届、扶養親族届 その他 その他法令等に基づかない文書等で、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所属長が認めるもの 別表第2(第2条関係) 旧姓を使用することができない文書等 基準 主な文書等の例 職員の身分関係に係るもの 人事記録、法令等に基づく身分証明書、職員証、辞令書、履歴書、宣誓書、退職願、分限・懲戒関係文書、在職証明書 職員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの 給与明細書、源泉徴収票、共済組合関係書類、公務災害関係書類、退職手当組合関係書類、交通事故等報告書、健康診断関係文書 公権力の行使に係るもの 許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書等 その他 その他旧姓を使用することにより、法令等の規定に抵触するおそれがあると所属長が認めるもの	大江町議会	1	3	1		2				1	1	1	1	1	
6341	大石田町	4		大石田町議会	1	4	1		2			4	4	4	4	2	4	
6361	金山町	1	金山町職員の旧姓使用二関する要綱 第3条第1項 第3条 職員は、次に掲げる場合を除き旧姓を使用することができるものとする。(1)法令等により戸籍上の氏名(次号において「戸籍名」という。)を使用することが義務づけられている場合(2)税務署、共済組合、年金事務所、銀行等の本町以外の機関から戸籍名を使用するように求められている場合(3)その他職務の遂行又は事務の処理に、誤解や混乱、支障を生ずるおそれのある場合	金山町議会	1	4	2		2			3	3	3	3	3	3	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選じた場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選じた場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4 問3で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選じた場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選じた場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
6362	最上町	1	最上町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が、婚姻、養子縁組、その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の従前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用できる文書等は、次の各号に該当するものであって、別表に掲げるものとする。 (1)法令に抵触するおそれのない専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上、誤解及び混乱を生じさせるおそれのないもの (2)法令に基づかない通知文等で、職務遂行上又は事務処理上、支障がないもの 2 公権力の行使に係る文書、職員の身分関係を規定する文書その他職務遂行上又は事務処理上、誤解及び混乱を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。	最上町議会	1	2	1	最上町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
6363	舟形町	4		舟形町議会	1	4	2	真室川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					2	2	2	2	1	2
6364	真室川町	4		真室川町議会	1	3	1	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
6365	大蔵村	4		大蔵村議会	1	3	2	鯉川村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					4	4	4	4	4	4
6366	鯉川村	4		鯉川村議会	1	2	1	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
6367	戸沢村	4		戸沢村議会	4								4	4	4	4	4	4	4
6381	高島町	4		高島町議会	1	4	2						3	3	3	3	2	3	
6382	川西町	4		川西町議会	1	2	1	川西町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
6401	小国町	4		小国町議会	1	4	2						4	4	4	4	2	2	
6402	白旗町	4		白旗町議会	1	3	2						4	4	4	4	2	4	
6403	飯豊町	2		飯豊町議会	1	4	2						2	2	2	2	1	4	
6428	三川町	4		三川町議会	1	4	2						2	2	2	2	2	2	
6428	庄内町	1	庄内町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	庄内町議会	3								4	4	4	4	4	4	4
6461	遊佐町	1		遊佐町議会	3								4	4	2	2	2	2	

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都 道 区 府 町 村 コ ー ド 名	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12 問11で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係する規定があるハラスメント防止規正 2. 議員向けに相談窓口を設けている 3. ハラスメント防止研修 4. その他	その他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
		1	1	5	3	0	0	0		1	1	0		1		
		1	4	7	0	0	0	0		0	6	4		33		
		0	0	23	0	0	2	0		1	28	1		1		
		33	30		0	0	0	0				30				
6 201	山形市	2	2	1						3	3	2		2		
6 202	米沢市	4	4	3							3	4		2		
6 203	鶴岡市	4	4	1	1				鶴岡市議会政治倫理条例 第3条第7号 議員の地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。 第3条第8号 全号に規定する行為のほか、セクシャル・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		3	2		2		
6 204	酒田市	4	4	2							2	4		1		
6 205	新庄市	4	4	3							3	4		2		
6 206	栗河江市	1	1	3							3	2		2		
6 207	上山市	4	4	3							3	4		2		
6 208	村山市	4	4	3							3	2		2		
6 209	長井市	4	4	3							3	4		2		
6 210	天童市	4	4	3							3	4		2		
6 211	東根市	4	4	3							3	4		2		
6 212	尾花沢市	4	4	1	1				尾花沢市議会議員政治倫理条例 第3条第1項第8号 いかなる場合であっても、セクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性的な言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行使をしないこと。		3	4		2		
6 213	南陽市	4	4	3							3	4		2		
6 301	山辺町	4	4	3							3	4		2		
6 302	中山町	4	4	3							3	4		2		
6 321	河北町	4	4	2							2	4		2		
6 322	西川町	4	4	3							3	4		2		
6 323	朝日町	4	4	3							3	3		2		
6 324	大江町	4	4	3							3	4		2		
6 341	大石田町	4	4	3							3	4		2		
6 361	金山町	4	4	3							3	4		2		
6 362	最上町	4	4	3							3	4		2		
6 363	舟形町	4	4	2							2	4		2		
6 364	真室川町	4	2	1			3		1		1	4		2		
6 365	大蔵村	4	4	2							3	4		2		
6 366	鮭川村	4	4	3							3	4		2		
6 367	戸沢村	4	4	3							3	4		2		
6 381	高島町	4	4	2							2	4		3		
6 382	川西町	4	2	3							3	4		2		
6 401	小国町	4	4	3							3	4		2		
6 402	白鷹町	4	4	3							3	4		2		
6 403	飯豊町	4	4	1	1				飯豊町議会議員政治倫理条例 第3条第3項 町の職員(非常勤嘱託職員、臨時職員等を含む。以下同じ。))に対し、議員の権限又は地位による影響力を不正に行使し、当該職員の職務遂行を妨げないこと。 第3条第7項 議員としての地位を利用して嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、不快を感じる性的な言動及びその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		3	4		2		
6 426	三川町	4	4	2							2	4		2		
6 428	庄内町	4	4	3							2	4		2		
6 461	遊佐町	4	2	2							3	4		2		